

# 一般社団法人Sen\_Sen労働保険事務組合 会則

一般社団法人Sen

版 数	第1版
最終改定日	2026年5月14日
施行日	2026年4月1日

## 目 次

第1条	名 称	1
第2条	所在地	1
第2条の2	運営主体	1
第3条	会の目的	1
第4条	事 業	1
第5条	会 員	1
第6条	入 会	1
第7条	会員期間	1
第8条	会 費	1
第9条	退 会	2
第10条	除 名	2
第11条	総 会	2
第12条	理事会	2
第13条	役 員	3
第14条	役員を選任	3
第15条	役員の任期	3
第16条	事業年度及び会計年度	3
第17条	運 営 費	3
第18条	資産の管理	3
第19条	事業報告及び決算・事業計画及び予算	4
第20条	労働保険料等特別会計	4
第21条	労働保険事務組合の事務処理	4
第22条	細則の制定等	4
附 則		4

# 一般社団法人Sen\_Sen労働保険事務組合会則

## (名 称)

第1条 本会は、一般社団法人Sen（以下「本法人」という。）が設置・運営する事業主団体であり、「Sen」（以下「本会」という。）と称する。本法人が厚生労働大臣の認可を受けて運営する労働保険事務組合の名称は「一般社団法人Sen Sen労働保険事務組合」とする。

## (所在地)

第2条 本会の事務所は、広島市中区立町1-24 有信ビル8Fに置く。

## (運営主体)

第2条の2 本会の運営は本法人が行い、本法人の代表理事が本会の代表者を兼ねる。本会の事務局は本法人内に置く。

## (会の目的)

第3条 本会は、会員企業の健全な発展、並びに会員及び会員の事務所に使用される従業員の福祉の向上を図ることを目的とする。

## (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 人事・労務管理並びに経営管理についての講習会、研修会の開催に関すること
- (2) 事業主が行う労働保険の事務処理に関すること
- (3) 会員並びに従業員の福利厚生に関すること
- (4) その他団体の目的を達成するために必要な事業を行うこと

## (会 員)

第5条 本会は次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の事業目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

## (入 会)

第6条 本会に入会しようとするものは、本会の定める入会申込手続により加入申込みをし、加入に必要な書類の提出並びに会費等を納付後に代表理事の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員となる。

## (会員期間)

第7条 会員期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、会員からの脱会の意思表示がない場合は自動更新するものとする。

## (会 費)

第8条 本会の会員は、団体の運営費として会費を、本会の指定する方法により納めなければならない。会費は団体運営に要する費用に充てるものであり、労働保険料及び事務手数料とは別のものとする。

- 2 会費の額、納入方法その他会費に関する事項は、本事務組合が定めるサービス利用規約に定めるところによる。

(退 会)

第9条 会員が本会を退会しようとするときは、その旨を記載した退会届を提出し、代表理事の承認を受けた日の属する月の末日をもって、退会とする。

2 入会金及び会費は退会しても払い戻さない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当した時は、代表理事は理事会の議を経た上、これを退会させることができる。

(1) 本会の会員として、ふさわしくない行為をしたとき

(2) 本会の会費等を滞納したとき

(3) 本会が別途定める事務処理規約に規定する労働保険料等の納付義務に違反し、再三の督促を経てもなお納付に応じなかったとき

(4) 賃金台帳、出勤簿その他法令に基づき必要とされる書類について、本会が期限を定めて提出を求めたにもかかわらず、正当な理由なくこれに応じないとき

(5) 本会からの連絡に合理的な期間内（14日間を目安とする）に対応しないとき

(6) 会員が法令に違反し、除名処分が相当と判断したとき

(7) 会員が死亡したとき又は事業を廃止したとき

(8) その他、本会が前各号に準ずるものと判断したとき

2 代表理事は、前項の規定により会員を除名しようとするときは、理事会の議決に先立ち、当該会員に対し、弁明の機会を付与することができる。

(総 会)

第11条 本会に最高意思決定機関として、総会を置く。

(1) 総会の種類

総会は、「通常総会」とする。

(2) 総会の開催

通常総会は、年1回会計年度終了後、2月以内に開会するものとし総会の招集は代表理事が行う。また、必要に応じて臨時総会を行う。

(3) 議決の方法

総会は、会員の2分の1以上が出席（委任状も含む）しなければ、開会することができない。総会の議事は、出席した会員の半数をもって決し、可否同数のときには、議長が決するところによる。

(4) 総会の議決及び承認事項

総会は次の事項を審議決定する。

①事業報告及び事業計画に関する事項

②予算及び決算に関する事項（ただし、会費、事務手数料その他金銭の額の決定及び変更に関する事項を除く。）

③会則の変更に関する事項

④役員及び監事の選任及び解任に関する事項

⑤重要な財産の取得及び処分に関する事項

⑥解散に関する事項

⑦前各号に掲げるものの他、理事会において総会に付議する必要があると認められた事項

(理事会)

第12条 本会の重要事項を執行するための理事会を置く。

- (1) 理事会の招集等
  - ①理事会は、代表理事が招集を行い、議長は代表理事がこれに当たる
  - ②理事会は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない
  - ③理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる
- (2) 理事会の議決事項
  - ①総会に付議すべき事項
  - ②総会において議決した事項の執行に関する事
  - ③会則の施行に必要な細則の制定改廃に関する事
  - ④事務処理規約その他規程類の制定及び改廃に関する事
  - ⑤会費、事務手数料その他金銭に関する事項の決定及び変更に関する事
  - ⑥その他総会の議決を要しないもののうち、重要な会務の執行に関する事

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

- 代表理事 1名
- 理事 3名以上7名以内（代表理事を含む）
- 監事 1名以上2名以内

(1) 役員の職務

- ①代表理事は、本会を代表し、会務を統括する
  - ②監事は、会務の執行及び会計を監査し、総会に報告する他、会議に出席してその職務に関し意見を述べることができる
- 2 理事の過半数は、特定の法人又はその役員及び従業員のみで構成されてはならない。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、本会の総会において選任する。

- 2 代表理事は理事の互選により選任する。

(役員任期)

第15条 役員任期は、就任後2回目の本会通常総会終了時までとし、任期終了後は改選を行う。また、互選制による再任を可とする。

- 2 補欠及び増員により選任された役員任期は、他の役員残存期間と同一とする。

(事業年度及び会計年度)

第16条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(運営費)

第17条 本会の運営費は、入会金・月会費・報奨金・事業運営から生ずる収入及びその他の収入により運営する。

- 2 入会金及び会費の額は、本事務組合が定めるサービス利用規約に定めるところによる。

(資産の管理)

第18条 本会の資産は、これを代表理事が管理し、その方法は理事会の議決による。

(事業報告及び決算・事業計画及び予算)

第19条 代表理事は、毎年、事業年度終了後、事業報告書並びに収支計算書、貸借対照表を作成し、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。代表理事は、毎年事業計画及び予算案を作成し総会の議決を得なければならない。

(労働保険料等特別会計)

第20条 労働保険料等は、労働保険料等特別会計を設けて経理しなければならない。

(労働保険事務組合の事務処理)

第21条 第4条第2号に掲げる事務処理については、別に労働保険事務組合事務処理規約を定め、厚生労働大臣の認可を受けて行うものとする。

(細則の制定等)

第22条 本会は、この会則に基づき必要な措置を行うため細則を定めることができる。

2 この細則の制定及び改廃は、理事会の議を経て代表理事が定める。

#### 附 則

1. この会則は、令和8年4月1日から施行する。
2. 第4条第2号に掲げる事務処理については、厚生労働大臣の認可を受けた日から施行する。